



まずは有効期限通知書を確認してください

マイナンバーカードと電子証明書には有効期限があります(電子証明書の有効期限は**5年**)。

有効期限が過ぎた場合には、マイナンバーカードを身分証明書として使えなくなるほか、E-Tax等の電子申請やコンビニ交付、令和3年3月から開始される健康保険証利用等に使えなくなりますので、ぜひ、更新手続きを行ってください。

マイナンバーカード・電子証明書の更新にかかる手数料は、**無料**です。

※有効期限が過ぎてしまった場合でも、無料で再発行することができます。

更新手続きを確認してください

電子証明書の更新手続き

➡ **2** ページへ

マイナンバーカードの更新手続き

➡ **3** ページへ

【例：電子証明書】

利用者氏名	番号 花子
有効期限	20●●年の誕生日まで
有効期限が到来するもの	電子証明書
更新手続き	電子証明書の更新手続き

マイナンバーカードの有効期限通知書

も持ちのマイナンバーカードについて有効期限が近づいています。有効期限の3か月前から更新手続きが可能です。オンラインまたは郵送で更新手続きをしてください。
※ スマートフォンやパソコン、証明用写真機からのオンライン更新手続きが便利です。

利用者氏名	番号 花子
有効期限	2021年の誕生日まで
有効期限が到来するもの	マイナンバーカード
更新手続き	マイナンバーカードの更新手続き

以下のいずれかの方法により、マイナンバーカードの更新手続きが可能です。

- ①スマートフォンで申請(交付申請用QRコードは右下にあります。)
- ②パソコンで申請
- ③証明用写真機で申請(交付申請用QRコードは右下にあります。)
- ④郵送で申請

それぞれの申請手続きについては、有効期限のご案内パンフレットをご覧ください。

- 本通知書に記載されている情報は、令和 元年 9月28日時点の情報となります。
- この通知書は、交付申請書ではないため、郵送しても申請したことはありませんのでご注意ください。

申請書ID	15586201909270000003058
-------	-------------------------



交付申請用
QRコード(URL)

●申請書ID

●交付申請書用QRコード

➡マイナンバーカードの更新手続きで使います(電子証明書の更新では使いません)

同封物について

次の4点が封筒に封入されています。
申請方法は、本書をご覧ください。

本書

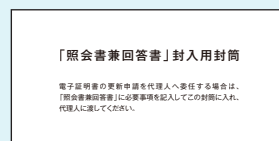
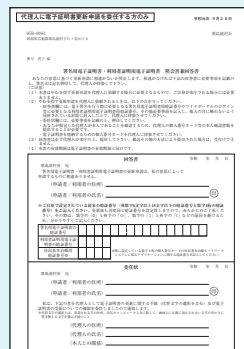
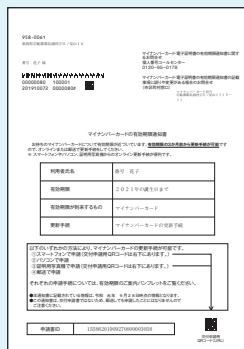
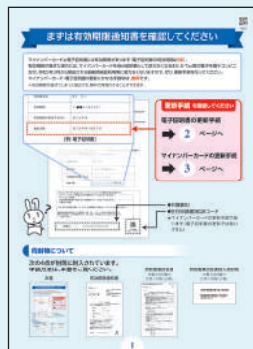
有効期限通知書

照会書兼回答書

※電子証明書の
代理人申請に必要。

照会書兼回答書封入用封筒

※電子証明書の
代理人申請に必要。



電子証明書の更新手続

有効期限通知書の「有効期限が到来するもの」が
電子証明書の方はこのページをご覧ください



本人が申請する場合

- ①右記の持ち物を持って、お住まいの市区町村窓口へ。
- ②窓口でお持ちのマイナンバーカードに新しい電子証明書を書き込みます。

更新にはカード交付時に設定した暗証番号が必要です

- 署名用電子証明書………6～16桁の英数字
- 利用者証明用電子証明書…4桁の数字

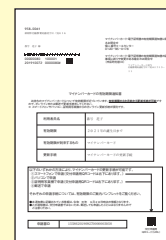
※暗証番号を控えた用紙等があればお持ちいただくとスムーズです
※暗証番号をお忘れの場合は窓口で再設定ができます

- ③更新手続が完了。

持ち物



マイナンバーカード



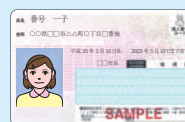
有効期限通知書

※お忘れでも手続可能です

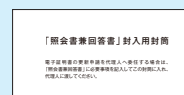


顔写真は不要です

持ち物



申請者本人の
マイナンバーカード



照会書兼回答書
を封入封かした封筒



代理人の本人確認書類
[マイナンバーカードや
運転免許証等
(顔写真付きのもの)]



有効期限通知書
※お忘れでも手続可能です

代理人に更新手続をお願いする場合

- ①申請者が照会書兼回答書に必要事項を記入し、同封した封筒に封入封かんの上、代理人に渡す
※照会書兼回答書に記入する暗証番号は、カード交付時に設定した暗証番号を記入してください。
※代理人申請時に暗証番号の照合ができない場合は、文書照会による再度来庁が必要となります。
- ②代理人は右記の持ち物を持って、申請者のお住まいの市区町村窓口へ。
- ③市区町村職員が照会書兼回答書に記入された暗証番号により、新しい電子証明書を書き込みます。
- ④更新手続が完了。

注意事項

- ・電子証明書は、市区町村の窓口でのみ更新できます(スマートフォン、パソコンによる申請はできません)。
- ・電子証明書の有効期限が過ぎた場合でも、マイナンバーカードの有効期限内は引き続き身分証明書として利用できます。
- ・電子証明書は有効期限を過ぎた後でも無料で再発行することができます。
- ・サービスによっては、更新当日は利用できないものがあります。

マイナンバーカードの更新手続

- ①以下のいずれかの方法で申請してください。
- ②お住まいの市区町村から「交付通知書」が届きます。(約1か月かかります)
- ③交付通知書の案内にしたがって、新しいマイナンバーカードをお受け取りください。

スマートフォンで申請

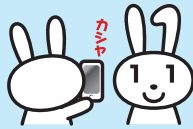
必要なもの



有効期限通知書



スマートフォン



顔写真データ

申請方法

- ①スマホで顔写真を撮影。(※)
- ②スマホで有効期限通知書の交付申請用QRコードを読み取る。
- ③表示されたページに、メールアドレスを登録。
- ④メールアドレスに申請用のURLが届くので、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

パソコンで申請

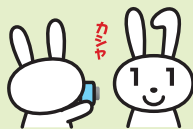
必要なもの



有効期限通知書



パソコン



顔写真データ

申請方法

- ① **6ヶ月以内に撮影した** 顔写真データを用意。(※)
- ② 申請用WEBサイトに有効期限通知書に記載された申請書ID (23桁)を入力し、メールアドレスを登録。

マイナンバー パソコン申請



- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

証明用写真機で申請

必要なもの



有効期限通知書



お金



このマークが目印

申請方法

- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- ②撮影用の料金を投入して、有効期限通知書の交付申請用QRコードをバーコードリーダーにかざす。
- ③画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- ④画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。

郵送で申請

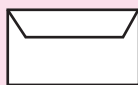
必要なもの



交付申請書



証明写真



封筒

申請方法

- ①専用サイトからのダウンロード、もしくは市区町村の窓口から交付申請書&封筒を入手。

マイナンバーカード 郵便



- ② 交付申請書に必要事項を記入し、**6ヶ月以内に**撮影した証明写真を貼る。(※)

※持っているマイナンバーカードに記載されたマイナンバー(12けた)を必ず記入!

- ③ 封筒に入れて郵送。

※窓口で交付申請書をもらう際、同時に写真撮影や本人確認を行い、カードが出来上がったら郵送してくれる市区町村もあります。まずは確認してみましょう。

※顔写真については、4ページをご参照ください。

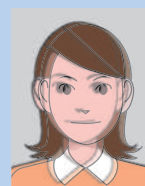
顔写真のチェックポイント



サイズ

(縦 4.5cm×横 3.5cm)

- ・ 最近6ヶ月以内に撮影
- ・ 正面、無帽、無背景のもの
- ・ 裏面に、氏名、生年月日を記入してください。



- ・ 顔が横向きのもの。
- ・ 無背景でないもの。
- ・ 正常時の顔貌と著しく異なるもの。
- ・ 背景に影のあるもの。
- ・ ピンボケや手振れにより不鮮明なもの。
- ・ 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの。

こういうのはやめてね。



■ 宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆う写真を使用する方や、乳幼児、障がいのある方又は寝たきりの方等、やむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない場合、下記いずれかのご対応をいただくことで使用可能といたします。

- ・ お住まいの市区町村に電話し、または来庁して、申請書ID (有効期限通知書に記載された申請書ID) を伝えてください。
- ・ 交付申請書の表面の氏名欄に理由を記載して、交付申請書を送付ください。
- ・ 個人番号カードコールセンターに電話して、申請書IDを伝えてください。

※各市区町村の窓口で、マイナンバーカードの交付時にご事情を確認させて頂く場合がございます。

顔写真が規格外(暗い、トリミングができない等)である場合や、顔写真以外の理由で不備となることがありますのでご注意ください。

※マイナンバーカード交付の場面で、カードに添付された顔写真と、ご本人との同一性を確認する必要がある場合には、顔認証システムを利用する場合があります。

お問い合わせ先

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バ ー

☎ 0120-95-0178

平 日 9時30分～20時00分(年末年始を除く)

土 日 祝 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250 におかけください。

※ 外国語対応は 0120-0178-27 におかけください(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語で対応)

外国語対応



- ・ Please direct any inquiries in English to the following number. For details, you can also check the website.
- ・ 如使用中文进行咨询, 请拨打以下号码。详情也可访问主页进行确认。
- ・ 如果您想使用中文洽詢, 還請撥打以下電話專線聯絡, 謝謝。詳細資訊請參閱網站。
- ・ 한국어로 문의하시는 경우 이하의 전화번호로 연락주시요. 상세한 사항은 홈페이지에서 확인할 수 있습니다.
- ・ Para informes en español, diríjase al número de teléfono indicado a continuación. También encontrará información detallada en la página web.
- ・ Favor entrar em contato no número de telefone abaixo para consultas em português. Maiores detalhes podem ser consultadas também na homepage.

Tel : 0570-064-738

URL: <https://www.kojinbango-card.go.jp>

総務省・地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)

Japan Agency for Local Authority Information Systems

地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) とは、都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。

本件は、J-LISが全国の市区町村長から委任を受けて実施しています。

2020年3月